

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

＼ 令和4年3月31日まで！ /

溶接ヒューム濃度測定 お済みですか？

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務づけられました

「溶接ヒューム」について、労働者に健康障害を及ぼすおそれがあることから関係法令が改正され、令和3年4月1日から施行・適用されました。改正により、現に継続して金属アーク溶接等を行っている屋内作業場は**令和4年3月31日**までに溶接ヒュームの濃度測定を行う必要があります。

金属アーク溶接等作業とは

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

※燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。



措置を講じる必要がある場所

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場

「継続して行う屋内作業場」とは、屋内の同じ場所や特定の場所で繰り返し行っている場合、頻度に関係なく、たとえ年数回であっても、その場所で金属アーク溶接作業が行われるのであれば、「継続して行う屋内作業場」に該当します。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板、その他遮へい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を繰り返し行わないものは含まれません。



厚生労働省登録検査機関（食品衛生法・水道法）ISO/IEC17025 認定試験所



CRC食品環境衛生研究所

TEL.092-623-2211

FAX 092-623-2212

〒813-0062 福岡市東区松島5-7-6

佐賀営業所 TEL.0952-27-0831 ・ 長崎営業所 TEL.095-864-7027 ・ 諫早営業所 TEL.0957-28-5031 ・ 鹿児島営業所 TEL.099-253-2867

必要な措置の流れ

1 溶接ヒュームの濃度の測定

測定の結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の場合

左記以外の場合

2 換気装置の風量の増加、その他必要な措置

3 再度、溶接ヒュームの濃度の測定

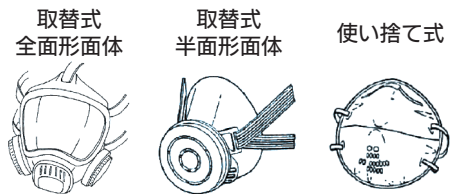
4 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる

5 (面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合) 1年以内ごとに1回、フィットテスト※の実施

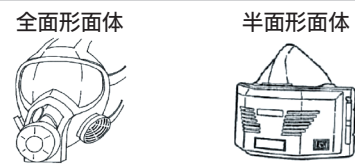
※フィットテストとは、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

呼吸用保護具の種類

防塵マスク



電動ファン付き呼吸用保護具



溶接ヒューム濃度測定（個人ばく露測定）ご依頼の流れ

1 見積り書提出

事前ヒアリングシートに必要な事項をご記入いただき、その内容に基づき見積書を提出いたします。

※ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数(2人以上)の労働者に対して作業時間全時間について1日で測定を行います。なお、測定対象者が1名の場合は2日間測定を行います。

2 打合せ

溶接作業に関する作業の状況、溶接方法(被覆アーク溶接、MIG溶接、MAG溶接など)、母材の種類、溶接材料等を確認させていただきます。なお、測定対象者をご選任いただきます。

3 測定

ご選任いただいた労働者様に測定機材を装着し、作業を行っていただきます。なお、弊社の作業環境測定士が、作業状況を観察させていただきます。

4 分析・報告書作成

測定したサンプルを分析して、報告書を作成いたします。

5 報告書提出

測定機材の装着状況



〈参考〉

